

○島根県警察における公益通報の取扱いに関する訓令

(平成18年島根県警察訓令第12号)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 外部通報の取扱い（第3条―第9条の3）

第3章 内部公益通報の取扱い（第10条―第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、島根県警察における公益通報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者（島根県警察を含む。以下同じ。）の法令遵守を推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 通報対象事実 次のいずれかのことをいう。

ア 法及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として次に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又はこれらの法律に規定する過料の理由とされている事実

(ア) 刑法（明治40年法律第45号）

(イ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

(ウ) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

(エ) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）

(オ) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

(カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(キ) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(ク) 公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）で定めるもの

イ アに掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが、アに掲げる犯罪行為の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実がアに掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

(2) 外部通報 次のことをいう。

ア 通報対象事実等（通報対象事実その他の法令違反の事実をいう。以下同じ。）

(島根県公安委員会(以下「公安委員会」という。))が処分又は勧告等の権限を有するものに限る。)に関係する事業者には雇用されている労働者(島根県警察の職員(以下「職員」という。))を含む。)、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、当該事業者又はその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者が、当該通報対象事実等が生じ、又は正に生じようとしている旨を公安委員会に対し通報すること。

イ 通報対象事実等(島根県警察が処分又は勧告等(捜査を含む。以下同じ。))の権限を有するものに限る。)に関係する事業者には雇用されている労働者(職員を除く。)、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、当該事業者又はその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者が、当該通報対象事実等が生じ、又は正に生じようとしている旨を島根県警察に対し通報すること。

(3) 内部公益通報 次のことをいう。

ア 職員、島根県警察の契約先の労働者又は役員、これらに該当する者であったものその他の島根県警察に係る法令遵守を確保する上で必要と認められる者(以下「職員等」という。))が、島根県警察(島根県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。))について通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている旨を島根県警察に対し通報すること。

イ 職員等が、職員について通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている旨を島根県警察に対し通報すること。

(4) 相談窓口 公益通報を受理し、及び公益通報に関連する相談に応じるための窓口をいう。

(5) 主管所属 通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限に係る事務を所掌する所属(警察署を含む。)をいう。

第2章 外部通報の取扱い

(外部通報の相談窓口等)

第3条 警務部総務課公安委員会補佐室に、外部通報(前条第2号アに該当するものに限る。)の相談窓口を置く。

2 警務部広報県民課に、外部通報(前条第2号イに該当するものに限る。)の相談窓口を置く。

3 警察署の総務課に、外部通報の相談窓口を置く。

4 前3項の相談窓口においては、電話、電子メール、口頭又は書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第10条第2項において同じ。)による外部通報又は外部通報に関連する相談(匿名又は仮名の者からのものを含む。以下同じ。)(以下「外部通報等」という。)を受け付けるものとする。

- 5 警察署長は、相談窓口で受け付けた外部通報等の内容を、速やかにその内容に応じ第1項又は第2項の相談窓口へ通知するものとする。
- 6 外部通報の相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、外部通報等をされたときは、遅滞なく、その内容に応じて第1項から第3項までのいずれかの相談窓口への通知その他の適切な措置を執るものとする。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除)

第3条の2 外部通報等の対応に関与した職員は、外部通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 外部通報等の対応に関与した職員は、知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 外部通報等をした者の特定につながり得る情報（外部通報等をした者の個人情報のほか、調査が外部通報等を端緒としたものであること、外部通報等をした者しか知り得ない情報等を含む。）については、調査の対象となる事業者及びその関係者に対して開示してはならない。ただし、外部通報等への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を次項に規定する同意を取得して開示する場合を除く。
- 4 外部通報等をした者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、当該外部通報等をした者の書面、電子メール等による明示の同意を取得しなければならない。
- 5 前項に規定する同意を取得する際には、当該外部通報等をした者に対し、情報共有が許される範囲外に当該外部通報等をした者の特定につながり得る情報を開示する目的及び当該情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明しなければならない。
- 6 外部通報等をした者本人からの情報流出によって外部通報等をした者が特定されることを防ぐため、外部通報等をした者に対し、情報管理の重要性について、十分に説明を行うなど、その理解が得られるように努めなければならない。
- 7 職員は、自らが関係する外部通報等の対応に関与してはならない。
- 8 警務部総務課長（以下「総務課長」という。）、警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）及び主管所属の長は、外部通報等への対応の各段階において、外部通報等への対応に関与する職員が当該外部通報等に係る事案に利益相反関係を有していないか否かを確認する。

(外部通報の受理等)

第4条 総務課長及び広報県民課長は、通報があったときは、この訓令の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、受理すべき外部通報に該当するか否かを判断しなければならない。正当な理由なく、通報の受付又は外部通報の受理を拒んではならない。

- 2 総務課長及び広報県民課長は、通報が外部通報に該当すると認められるときは、当該通報の内容を主管所属の長に通知するとともに、当該通報をした者（以下この章において「通報者」という。）に対し、当該通報を外部通報として受理したこと

を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、総務課長及び広報県民課長は、当該外部通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による外部通報の場合を除く。）並びに当該外部通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対し、通報者の秘密は保持されること、個人情報は保護されること、外部通報の受理後の手続等を説明するものとする。

3 前項の場合において、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため当該外部通報をした者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 総務課長及び広報県民課長は、通報が外部通報に該当しないと認められるときは、当該通報をした者に対し、当該通報を外部通報として受理しないこと及びその理由について遅滞なく通知しなければならない。この場合において、総務課長及び広報県民課長は、当該通報に係る通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限を公安委員会及び島根県警察が有しないものであるときは、当該通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

（調査の実施等）

第5条 主所属の長は、相談窓口が受理し、前条第2項の規定により通知を受けた外部通報について、必要な調査を行うものとする。

2 主所属の長は、前項の調査の実施に当たっては、外部通報の内容に応じて所属職員のうちから、通報担当者を指定するものとする。

3 通報担当者は、所属における外部通報への対応に関する事務の管理及び通報者との連絡に関する事務を担当するものとする。

4 主所属の長は、通報担当者を指定したときは、その者の官職及び氏名を総務課長又は広報県民課長に通知するものとする。

5 第1項の調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守り、及び個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

6 主所属の長は、通報者に対し、相談窓口が当該外部通報を受理してから主所属がその対応を終了するまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

7 主所属の長は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況にあつては適宜、調査結果にあつては遅滞なく通知するよう努めるものとする。

8 主所属の長は、前項に規定する通知をしたときは、その内容を総務課長又は広報県民課長にも通知するものとする。

（受理後の教示）

第6条 通報を受理した後において、公安委員会及び島根県警察ではなく他の行政機関が当該通報に係る通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、主所属の長は、当該通報をした者に対し、当該権限

を有する行政機関を遅滞なく教示するとともに、法執行上の問題がない範囲において、当該通報をした者に対し、自ら作成した当該通報事案に係る資料を提供するものとする。この場合において、主管所属の長は、当該権限を有する行政機関を教示したこと及び当該通報事案に係る資料を提供したことを総務課長又は広報県民課長に通知するものとする。

(調査結果に基づく措置の実施等)

第7条 主管所属の長は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下この章において「措置」という。）を執るものとする。この場合において、主管所属の長は、あらかじめ（やむを得ない場合にあつては事後速やかに）、当該措置の内容を総務課長又は広報県民課長に通知するものとする。

2 主管所属の長は、措置を執ったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、その内容を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(公安委員会への報告)

第8条 警察本部長は、相談窓口で受理した外部通報の内容及び主管所属の長が執った措置の内容を取りまとめ、公安委員会に遅滞なく報告するものとする。

(他の行政機関との協力等)

第9条 職員は、外部通報に関して、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をするものとする。

2 主管所属の長は、通報対象事実等に関し、公安委員会及び島根県警察のほかに処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、又は措置を執るなどするものとする。

(外部通報等をした者の保護)

第9条の2 警察本部長は、正当な理由なく、外部通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を執るものとする。

2 総務課長、広報県民課長及び主管所属の長は、外部通報等への対応を終えた後においても、当該外部通報等をした者からの相談等に適切に対応するとともに、通報したことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、当該外部通報等をした者の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(通報関連資料の管理)

第9条の3 総務課長、広報県民課長及び主管所属の長は、外部通報等の対応に係る文書を、島根県警察における公文書の管理に関する訓令（平成13年島根県警察訓令第34号）に基づき、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切に管理しなければならない。

第3章 内部公益通報の取扱い

(内部公益通報受付窓口)

第10条 警務部監察課（以下「監察課」という。）に、内部公益通報を受理し、及び内部公益通報に関連する質問又は相談（匿名又は仮名の者からのものを含む。以下同じ。）を受け付ける内部公益通報受付窓口を置く。

- 2 前項の内部公益通報受付窓口においては、電話、電子メール、口頭又は書面による内部公益通報及び内部公益通報に関連する質問又は相談（以下「内部公益通報等」という。）を受理し、又は受け付けるものとする。
- 3 内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行い、かつ、当該業務に関して当該内部公益通報をした者（以下この章において「通報者」という。）を特定させる事項を伝達される職員（以下「従事者」という。）は、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）、警務部監察官その他公益通報対応業務に必要な適性及び能力を有する者として監察課長（監察課長が欠けたときその他公益通報対応業務に従事することができない場合には、警務部首席監察官が適当と認める者。以下同じ。）が定めるものとする。
- 4 監察課長は、前項の規定により従事者を定める場合には、その都度、書面により本人に通知するものとする。
- 5 監察課長は、公益通報対応業務に必要な従事者の知識及び技能の向上を図るための措置（通報者を特定させる事項の取扱いに係るものを含む。）を執るものとする。
- 6 従事者以外の職員は、内部公益通報等を受けたときは、遅滞なく、第1項の内部公益通報受付窓口への連絡その他の適切な措置を執るものとする。

(秘密保持等の徹底及び範囲外共有等の防止)

第10条の2 内部公益通報等の対応に関与した職員（内部公益通報等への対応に付随する職務等を通じて当該内部公益通報等に関する秘密を知り得た職員を含む。）は、当該内部公益通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 内部公益通報等の対応に関与した職員は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 監察課長は、職員が通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（次項及び第17条第3項において「範囲外共有」という。）を防ぐための措置を執るものとする。
- 4 監察課長は、範囲外共有が行われた場合には、通報者の受けた被害に係る適切な救済及び回復の措置を執るものとする。
- 5 監察課長は、職員が通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、当該通報者を特定しようとする行為（以下「通報者の探索」という。）を行うことを防ぐ措置を執るものとする。
- 6 職員は、自らが関係する内部公益通報等の対応に関与してはならない。
- 7 監察課長は、内部公益通報受付窓口において受け付けた内部公益通報等に関して行われる内部公益通報対応業務について、当該内部公益通報等に係る事案に係るす

る者を内部公益通報対応業務に関与させない措置を執るものとする。

- 8 監察課長は、内部公益通報等への対応の各段階において、内部公益通報対応業務に関与する職員が当該内部公益通報等に係る事案に利益相反関係を有していないか否かを確認するものとする。

(内部公益通報の受理等)

第11条 監察課長は、通報があったときは、この訓令の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、受理すべき内部公益通報に該当するか否かを判断しなければならない。通報の受付を拒んではならない。

- 2 監察課長は、電子メール又は書面の送付によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して当該通報を受け付けた旨を通知するよう努めるものとする。
- 3 監察課長は、職員等から受け付けた通報が内部公益通報に該当すると認められるときは、通報者に対し、当該通報を内部公益通報として受理したことを遅滞なく通知しなければならない。この場合において、監察課長は、当該内部公益通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による内部公益通報の場合を除く。）並びに当該内部公益通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対し、通報者に対して不利益な取扱いが行われないこと、当該内部公益通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、内部公益通報の受理後の手続等を説明するものとする。
- 4 監察課長は、職員等から受け付けた通報が内部公益通報に該当しないと認められるときは、通報者に対し、当該通報を内部公益通報として受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。
- 5 前3項の規定による通知又は説明（以下この項において「通知等」という。）は、通報者が通知等を望まない場合、匿名による通報であるため当該内部公益通報をした者への通知等が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合には、要しないものとする。
- 6 前項の規定は、次条第1項、第2項及び第5項並びに第13条第2項の規定による通知について準用する。

(調査の実施等)

第12条 監察課長は、調査の必要性を十分に検討し、正当な理由がある場合を除き、必要な調査を行うものとする。この場合において、通報者に対し、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合にあってはその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合にあってはその旨及び理由を、それぞれ遅滞なく通知しなければならない。

- 2 監察課長は、内部公益通報を受理したときは、通報者に対し、当該内部公益通報を受理してからその対応を終了するまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努めるものとする。
- 3 調査を実施するに当たっては、監察課長の指揮又は調整の下、通報者の秘密を守り、及び個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、

遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

- 4 監察課長は、調査の方法、内容、進捗状況等を適時確認するなど、調査の適正性を確保するとともに、その進捗を適切に管理するものとする。
- 5 監察課長は、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知するものとする。
(調査結果に基づく是正措置等の実施等)

第13条 監察課長又は通報対象事実の当事者である職員が勤務する所属その他の内部公益通報の対応に関係する所属（以下「関係所属」という。）の長は、調査の結果、当該通報対象事実があることが明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を執るとともに、関係所属の長はその内容を遅滞なく監察課長に通知するものとする。この場合において、必要に応じ、関係者の処分を行うものとする。

- 2 監察課長は、通報者に対し、是正措置等をとったときはその内容を、内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、速やかに通知するものとする。
(公安委員会への報告)

第14条 警察本部長は、受理した内部公益通報の内容、調査結果及び是正措置等の内容を取りまとめ、公安委員会に遅滞なく報告するものとする。
(関係事項の公表)

第15条 監察課長は、通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、調査結果及び是正措置等のうち島根県警察の法令遵守が推進されると認められる事項を適宜公表するものとする。
(是正措置等の実効性評価)

第16条 監察課長は、内部公益通報への対応を終えた後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等その他の改善を行うものとする。
(通報者等の保護)

第17条 監察課長は、職員が通報者等（通報者又は内部公益通報に関連する相談を行った者をいう。以下同じ。）に対して不利益な取扱いを行うことを防止するための措置を執るものとする。

- 2 従事者は、通報者等の個人情報に従事者以外の職員に対し、提供してはならない。ただし、監察課長が、内部公益通報等への対応に必要があると認め、かつ、通報者等の同意がある場合は、この限りでない。
- 3 警察本部長は、通報者等に対して不利益な取扱い等をした者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置を執るものとする。範囲外共有又は通報者の探索を行った職員、当該内部公益通報等

に関する秘密を正当な理由なく漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

- 4 通報者等は、当該内部公益通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いを受けたと認めるときは、その内容に応じ、島根県人事委員会に対する不利益処分についての審査請求（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項）若しくは勤務条件に関する措置の要求（同法第46条）を行い、又は島根県人事委員会の苦情相談制度（職員からの苦情相談に関する規則（平成17年島根県人事委員会規則第11号））を利用することができる。

（通報者等の継続保護）

第18条 監察課長は、関係所属の長と協力し、内部公益通報等の対応終了後、内部公益通報等をしたことを理由として通報者等に対する不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の事後の十分な保護に配慮するものとする。

- 2 監察課長は、確認の結果、通報者等に対する不利益な取扱いが認められた場合には、適切な救済及び回復の措置を執るものとする。

（意見又は苦情への対応）

第19条 監察課長は、通報者等から当該内部公益通報等への対応に関する意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

（上司への内部公益通報）

第20条 内部公益通報に該当すると認められる通報を受けた職員が当該通報をした職員の上司である場合において、当該通報を受けた職員は、自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、遅滞なく、上司への報告、内部公益通報受付窓口への通報その他適切な措置を執るものとする。

（職員の協力義務等）

第21条 職員は、正当な理由がある場合を除き、調査に誠実に協力しなければならない。

- 2 職員は、内部公益通報等に関し、他の行政機関その他公の機関から法の規定による調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をするものとする。
- 3 職員は、県民等職員以外の者から内部公益通報等に関連する情報提供を受けたときは、これに誠実に対応するものとする。
- 4 監察課長は、内部公益通報に関する情報提供を受けたときは、第12条第3項及び第13条第1項に準じ、適切に対応するものとする。

（通報関連資料の管理）

第22条 監察課長及び関係所属の長は、内部公益通報等の対応に係る文書等を、島根県警察における公文書の管理に関する訓令に基づき、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、内部公益通報等への対応に係る資料を作成し、適切に管理しなければならない。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年12月1日島根県警察訓令第39号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成25年3月28日から施行する。

附 則（平成26年12月24日島根県警察訓令第27号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月28日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年10月24日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年11月28日島根県警察訓令第37号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和5年1月23日島根県警察訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和5年2月16日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。